神戸地方裁判所 平成14年11月11日判決 平成13年(わ)第1480号 傷害被告事件

主文

被告人を懲役1年に処する。 この裁判確定の日から3年間その刑の執行を猶予する。 理 由

(罪となるべき事実)

被告人は、平成12年5月16日ころの午後8時ころ、神戸市 a 区 b c 丁目 d 番 e 号先歩道上において、些細なことから口論となったA (当時49歳)に対し、手でその上腕部を押さえ、足でその左足甲部分を踏みつける暴行を加え、もって、同女に対し、加療約2か月間を要する左足第4中足骨骨折の傷害を負わせたものである。

(証拠の標目) 一括弧内の数字は証拠等関係カード記載の検察官請求証拠番号ー 省略

(補足説明)

弁護人は、被告人は本件公訴事実記載の日時場所において被害者Aと口論になったことはあるが、同女に対し一切暴行は加えていないから無罪である旨主張し、被告人も当公判廷においてこれに沿う供述をするところ、前掲関係各証拠によれば、判示事実を認めることができるのであるが、その理由について補足して説明を加える。

被害者Aの当公判廷における供述中には,「平成12年5月15日午後8時こ ろ、判示歩道上において、被告人から手でその上腕部を押さえられ、足でその左足 甲部分を踏みつけられる暴行を受け、判示の傷害を負わされた。」旨の供述部分 「被害者供述核心部分」という。)があるところ、前掲捜査報告書2通 (医師D作成の診療録及びその翻訳文付きの診療録各添付のもの。検察官証拠請求 番号26, 27。以下、同じ)によれば、平成12年5月17日AはD整形外科の D医師の診察を受けたこと、同医師作成の診療録には、「同女が、昨日(同月16 日)午後9時30分ころ他人に左足背部を踏まれて受傷した」旨の記載があること、同日撮影されたレントゲン写真には左足第4中足骨骨折(俗にいう骨のヒビ)を示す所見があることが認められ、これらの事実は、受傷した日時についてはともかくも、大筋で前記被害者供述核心部分の信憑性を強く裏付けていると評すべきである。また、Cは犯行現場付近で夫とともに理髪店を営む者であるが、同人は当公判廷において、平成12年5月中旬ころの午後7時ないし8時ころ、閉店後、犬の料告に出場はまままたのます。被害者は2000年 散歩に出掛けた夫を待つうち、被害者とBの二人が、「ちょっと入れさせてちょう だい、怖いから。」などと言いながら店に入ってきた、被害者は、「そこで男に足を踏まれた、足が痛い。」と言っていた旨供述するところ、同人の公判供述は、そ の供述内容,供述態度等に照らし、信用性の高い供述というべきであり、同証言もまた,被害者供述核心部分の信憑性を裏付けていると認められる。さらに、関係証 の供述内容. 拠によれば、被告人は本件犯行後の平成12年8月中旬ころ、被害者から本件犯行 により受傷した旨なじられ追及されるや、その場で被害者に対し侘び料として2万 円を支払い、その後の示談協議により金20万円を毎月1万円ないし5000円ず つ支払う旨約束し、同月22日に1万5000円、同年9月5日に1万円の支払をするなど、合計4万5000円を支払ったこと、その後、領収証を書いてくれないこと等を契機として、被告人が、暴力団員風の男を同道して金員を要求する被害者は当たり屋ではないか、どれだけ払えば気がすむのかなどと反撥して、約束した金 員の支払を拒絶した経過が認められるところ,これらの事実は,被告人に少なくと も被害者の主張する被害事実を積極的に否定する材料のなかったことを示す事実で あるとともに被害者供述核心部分の信憑性を裏付けるものである。また、前記事実 被害者の足を踏みつけたことはない旨の明確な記憶があるとする被告 人の公判供述は信用できない。さらに、被告人の前掲各供述調書中の「はっきり被害者にけがを負わせたという覚えがないのに金を払うのがばかばかしくなった。」 旨の供述部分(17)や「被害者を追いかけた後のことは、被害者に対して怒りがこみ上げカッカしていたこと、酒を飲んでいたことで余計に気持ちが高ぶっていた。 こともあってよく覚えていないが,被害者がはっきり覚えているのであれば自分が 暴力をふるったことは十分考えられる。もめた際にカッとなって足を踏みつけてしまったかもしれない。」旨の供述部分(16)の信用性はいずれも十分であるとこ ろ、これらの供述部分もまた、被害者供述核心部分の信憑性をある程度裏付けるも のである。

弁護人はAの公判供述は信用性がなら5分もををして採用性がなら5分もをです。ととでは、「3分から5分もををしてであると、では、「10分がないでは、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、「20分割では、10分割に、1

- 以上のとおり、前掲関係各証拠によれば、判示犯罪事実は優にこれを認めることができるから、弁護人の主張は理由がない。

(法令の適用)

罰 条 刑法204条

刑種の選択 懲役刑を選択

宣告刑懲役1年

刑の執行猶予 刑法25条1項(3年間猶予)

訴訟費用 刑事訴訟法181条1項ただし書(負担させない。)

(量刑の理由)

本件は、被告人が突然初対面の女性被害者の肩に手を回したため同女と口論となり、その場を立ち去ろうとした被害者を追いかけ同女に対し判示の暴行を加え傷害を負わせた傷害の事案であるところ、その犯行の動機は身勝手なものである上、傷事の結果も重く、前記のとおり4万5000円を支払った以外被害弁償しておらるとの結果も重く、前記のとおり4万5000円を支払った以外被害弁償しておいるによらず、が当たことはない旨主張するなど反省の態度が見られないこと、粗暴犯によが、させたことはない旨主張するなど反省の態度が見られないこと、粗暴犯にが、されが4犯あることを併せ考慮すると、被告人の刑事責任は軽視しがたいが、前認定のとおり、被害者の犯行後の示談金要求は虚言をとるに至ったものと窺われることれが契機となって被告人が前記のような態度をとるに至ったものと窺われることを被告人のために酌むべき事情も十分に考慮して、主文のとおり量定した上、その刑の執行を猶予することとした次第である。

よって、主文のとおり判決する。

平成14年11月11日 神戸地方裁判所第11刑事係甲

裁判官 杉森研二